第二十五条の十一の二第二十項の表第二百五十八条第四項第一号イの項中「第二百五十八条第四項第一号イ」を「第二百五十八条第五項第一号イ」に改め、同表第二百六十二条第五項の項中「第二十五条の十三の八第二十三項」を「第二十五条の十三の八第二十六項」に改める。

第二十五条の十二第七項中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「の適用に」を「並びに第二十五条の十二の三の規定の適用に」に改める。

第二十五条の十二の二第二十四項の表第二百五十八条第四項第一号イの項中「第二百五十八条第四項第一号イ」を「第二百五十八条第五項第一号イ」に改め、同表第二百六十二条第五項の項中「第二十五条の十三の八第二十三項」を「第二十五条の十三の八第二十六項」に改める。

第二十五条の十二の二の次に次の一条を加える。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）

第二十五条の十二の三　法第三十七条の十三の三第一項の規定の適用を受けた個人が同項に規定する特別事業再編（以下この条において「特別事業再編」という。）により交付を受けた同項に規定する認定特別事業再編事業者の株式（以下この条において「交付株式」という。）に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該特別事業再編に係る同項に規定する譲渡した株式等の取得価額（当該交付株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）を当該交付を受けた当該交付株式の取得価額とする。

第二十五条の十三第二項中「ある場合」を「あるとき」に、「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「を適用する」を「並びに第二十五条の十二の三の規定を適用する」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　居住者又は恒久的施設を有する非居住者（法第三十七条の十四第五項第一号の口座を設定しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）の一月一日において二十歳以上である者に限る。）が、同条第一項に規定する金融商品取引業者等（以下第二十五条の十三の六までにおいて「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同項に規定する営業所をいう。以下第二十五条の十三の六までにおいて同じ。）において同号の口座を設定しようとする場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　非課税口座開設届出書（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下第二十五条の十三の三まで及び第二十五条の十三の六において同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。以下この条及び第二十五条の十三の六において同じ。）をして同号の口座を設定しようとする場合　当該非課税口座開設届出書に、当該口座開設年の属する同項第六号に規定する勘定設定期間（以下この号において「勘定設定期間」という。）の同項第六号に規定する非課税適用確認書（第二十六項、第二十七項及び第二十五条の十三の六第五項において「非課税適用確認書」という。）、法第三十七条の十四第五項第七号に規定する勘定廃止通知書又は同項第八号に規定する非課税口座廃止通知書を添付して、その口座開設年の前年十月一日からその口座開設年において最初に法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号イ若しくはロ又は第四号イに掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる日（当該勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付する場合には、当該受け入れる日又はその口座開設年の九月三十日のいずれか早い日）までに、これをその口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならない。この場合において、その非課税口座開設届出書が当該勘定設定期間の開始の日の属する年の前年十月一日から同年十二月三十一日までの間に提出がされたものである場合には、当該非課税口座開設届出書は、当該提出がされた日の属する年の翌年一月一日に提出がされたものとみなして、法第九条の八及び第三十七条の十四（第六項から第二十七項までを除く。）の規定を適用するものとし、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となつた同条第五項第一号に規定する非課税口座において当該非課税口座を廃止した日の属する年分の同項第三号に規定する非課税管理勘定（第十項第二号を除き、以下この条及び次条第一項において「非課税管理勘定」という。）又は法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（以下この条及び次条第一項において「累積投資勘定」という。）に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受理することができない。

二　非課税口座簡易開設届出書（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座簡易開設届出書をいう。以下第二十五条の十三の三まで及び第二十五条の十三の六において同じ。）の提出をして同号の口座を設定しようとする場合　当該非課税口座簡易開設届出書を、その口座開設年の一月一日からその口座開設年において最初に法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号イ若しくはロ又は第四号イに掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる日までに、その口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならない。

第二十五条の十三第三十三項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「非課税口座開設届出書」の下に「若しくは非課税口座簡易開設届出書」を加え、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第十四項本文、第十七項第二号イ、第二十四項」を「第十五項本文、第十九項第二号イ、第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「には」を「において」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　非課税口座簡易開設届出書の提出があつた場合　当該告知の際に提示を受けた前項に規定する書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個人番号

第二十五条の十三第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「の提出をしようと」を「若しくは非課税口座簡易開設届出書の提出をしようと」に、「第二十項」を「第二十二項」に改め、「その他財務省令で定める者」を削り、「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「同じ。）」の下に「又は非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書の提出」を、「当該申請書の提出」の下に「又は当該非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、「（当該申請書」の下に「又は非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書」を加え、「当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号」を「事項のうち財務省令で定める事項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十一項（」を「第十二項（」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第十一項第一号」を「第十二項第一号」に、「第八項」を「第九項」に、「第十七項第一号」を「第十九項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第一号中「第十一項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項第二号中「第十四項本文」を「第十五項本文」に改め、同号イ中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　第八項の規定は、法第三十七条の十四第五項第四号の累積投資勘定に係る上場株式等の移管について準用する。この場合において、第八項中「第三十七条の十四第五項第二号」とあるのは「第三十七条の十四第五項第四号」と、「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」と、「五年」とあるのは「二十年」と、「同号ロの移管がされるものを除き、次に」とあるのは「次に」と読み替えるものとする。